第６回　ギャンブル等依存症対策推進関係者会議　議事録

一　会議の日時及び場所

日時：令和３年６月 24 日（木）17:30～18:30

場所：赤坂スターゲートプラザ　Room　A 会議室

二　出席した委員の氏名

阿部恭久委員（会場参加）、岡﨑直人委員（会場参加）、

黒沢幸子委員（オンライン参加）、小泉典章委員（会場参加）、

佐藤しのぶ委員（オンライン参加）、田上啓子委員（オンライン参加）、

中村努委員（会場参加）、野﨑史生委員（会場参加）、

浜田節子委員（会場参加）、樋口進委員（会場参加）、

増田悦子委員（オンライン参加）、松本恒雄委員（会場参加）、

吉倉和宏委員（会場参加）、吉田正義委員（オンライン参加）

三　議事

１．開会

２．委員紹介

３．会長の選任

４．会議運営規則の決定

５．ギャンブル等依存症対策推進基本計画　令和２年度までの進捗状況について

６．閉会

○榎本内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局参事官　定刻よりは少し早いのですが、委員の皆様がすべて揃いましたので、ただいまから第６回「ギャンブル等依存症対策推進関係者会議」を開催します。

本日は大変お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。また、オンラインで御出席いただいている委員の方もいらっしゃいます。

私は、内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局で参事官をしております榎本でございます。会長を選任いただくまでの間、議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に、今回は委員が３月に改選されてから初めての会議開催となりますので、委員の皆様を御紹介いたします。お手元の資料１、委員名簿に沿って、ご紹介させていただきます。

阿部恭久委員。

岡﨑直人委員。

黒沢幸子委員。

小泉典章委員。

佐藤しのぶ委員。

田上啓子委員。

中村努委員。

野﨑史生委員。

浜田節子委員。

樋口進委員。

増田悦子委員。

松本恒雄委員。

ユウ委員。ユウ委員におかれましては、本日は御欠席でございます。

吉倉和宏委員。

吉田正義委員。

以上 15 名の皆様は、令和３年３月 15 日付で、内閣総理大臣から委員の任命をされております。

なお、この会議の定足数は推進本部令第３条第１項で過半数となっており、本日の出席者は 14 名ですので過半数に達しており、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、会長の選任に移りたいと思います。推進本部令第２条第１項に、「関係者会議に会長を置き、委員の互選により選任する」と規定されております。どなたか御推薦はございますでしょうか。松本委員。

○松本委員　松本でございます。先ほど委員の御紹介がありましたが、この関係者会議は、依存症の御本人やその家族の方、ギャンブル等関連の事業者の方、第三者的な専門家的な立場の方で構成されています。すると、やはり会長は第三者的な立場の方にご就任いただくが一番良いのではないかと思います。

この中で、この関係者会議の第１期も会長を務めていただき、医療分野で国の中核的な機関であります久里浜医療センター院長の樋口先生がおられますので、会長として引き続き、務めていただくのが最適ではないかと思います。

○榎本内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局参事官　松本委員、ありがとうございました。

ほかに御推薦が無ければ、ただいまの松本委員からの御意見の通り、樋口委員に会長に御就任いただくということでよろしいでしょうか。

【「異議なし」と声あり】

○榎本内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局参事官　ご異議が無いようですので、樋口委員に会長にご就任いただくことで決定いたしました。

それでは、樋口会長、恐縮ですが、会長席にお移りいただきたいと存じます。

【樋口会長、会長席へ移動】

○榎本内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局参事官　推進本部令第二条第二項に「会長は、会務を総理」すると規定されておりますので、今後の議事運営につきましては会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

○樋口会長　第２期においても会長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速、議事を進めさせていただきます。

まず、第２期となって初めての会議となりますので、会議の運営方法についてお諮りしたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○榎本内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局参事官　それでは、資料２にございますギャンブル等依存症対策推進関係者会議、運営規則案について、御説明申し上げます。

当会議の運営規則について、簡単ではございますが御説明させていただきます。

第１条において目的規定、第２条において会議招集の方法の規定を置いております。招集の方法については、対面実開催だけでなく、書面やオンラインの開催を念頭においた規定とし、関係省庁の出席についても規定上明らかにしております。

続いて、第３条において会議の公開について、第４条において議事録の公開に関する規定を置いております。議事録や資料は原則公開となりますが、非公開とできる場合を定めております。

事務局からの説明は以上でございます。

○樋口会長　ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございますでしょうか。

まず、会場で参加いただいています委員の先生方からお伺いしたいと思います。オンライン参加の委員の方には後ほどお伺いしますので、よろしくお願いいたします。

会場参加の委員の方で御質問、御意見のある方は、いらっしゃいますでしょうか。

特に無いようですが、それでは、オンラインで参加されている委員の方々、御質問、御意見等ございますでしょうか。

いないようですね。ありがとうございました。

特にご意見が無いようですので、そのように決したいと思います。

また、本日の会議の議事録については後日公表させていただきたいと思います。

それでは、本日は第２期となっての初めての会議であり、このメンバーで基本計画の見直しについて議論を進めていきます。第２期で変更のあった委員から自己紹介を、それぞれ１分程度お願いしたいと思います。

それでは野﨑委員、よろしくお願いいたします。

○野﨑委員　日本司法書士会連合会、日司連で、多重債務対策委員会の常任理事をしております。この委員会でギャンブル依存についても取り扱うということで、今、さまざまな事業を行っております。今日、資料も出させていただいておりますが、パンフレットを作ったり、研修会、シンポジウム等、いろいろとやっております。我々ができることをしっかりとやっていこうということで、参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

○樋口会長　ありがとうございました。それでは吉田委員、よろしくお願いいたします。

○吉田委員　日本中央競馬会、JRA の常務理事をしております吉田と申します。JRA でございますが、事業者としてお客様からも社会からも信頼される存在であり続けることは、経営の基本方針にも書かれているところでございます。ギャンブル等依存症対策

に関しましても、基本計画で求められていることなどにしっかりと取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○樋口会長　ありがとうございました。

本日の進め方ですが、まず、事務局から事務局説明資料を説明いただき、続いて、事務局や関係省庁への質疑の後、各委員から自由に発言をお願いすることとします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○榎本内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局参事官　それでは資料３、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の令和２年度までの進捗状況について御説明申し上げます。なお、資料３が、３－１と３－２に分かれてございます。３－１については概要となっております。３－２については詳細版となっております。

まず、この進捗状況の位置付けでございます。ギャンブル等依存症対策基本法 12 条５項に、基本計画に定める目標の達成状況を調査しこれを公表する、との規定がありますので、これを根拠としたものです。

本題でございますが、具体的な進捗状況について、お手元にある資料３－１に沿って御説明いたします。資料３－２はより詳細に記述したものですので、併せて御参照いただければと思います。ここでは、特に令和２年度で進んだ取組を紹介しながら、必要に応じて令和元年度の取組についても触れていきます。

表紙のページをめくっていただき、関係事業者の取組として、公営競技、これは競馬・競輪・オートレース・モーターボート競走を指しますが、こちらの取組について資料の１ページ、２ページに渡って概要を記述しております。

特に公営競技において進んだ取組として、１ページ目の「２．アクセス制限等」の囲みの中、３つ目の矢印に太字で記載のある「インターネット投票における購入限度額設定の導入」がございます。令和２年度において競馬、これは、中央・地方ともに、でございます。それとモーターボート競走において導入がなされました。

競輪・オートレースにおいては、令和４年度において導入がなされる予定と承知しております。

このシステムの内容でございますが、馬券や舟券をインターネットで購入する場合に、利用者本人の申告に基づいて購入限度額の設定を行うものです。この購入限度額適用期間において設定した上限額に達した場合には、それ以上の馬券ないし舟券の購入がシステム上できなくなるものと理解しております。

それでは、２ページをご参照ください。

購入限度額設定とは別に、平成 29 年度から順次運用を開始している公営競技場、場外発売所への入場制限やインターネット投票の制限につきましては、制度の更なる周知により、２ページ目の表のとおり、制度の利用者が大幅に増加してきております。公営競技においては、令和２年度では他に「３．相談・治療につなげる取組」として、セルフチェックツールの開発、公表がされております。10 問程度の設問に答えて早期発見を促し、相談治療につなげるためのツールでございます。

続きまして、ぱちんこ業界の取組として資料の３ページ、４ページに概要を記述しております。

ぱちんこ業界においては令和２年度におきましても、ぱちんこへの依存防止対策に係る各種の規定等に沿って基本計画上の各種取組が進められました。

令和２年度におきましては、アクセス制限、特に自己申告・家族申告プログラムの更なる導入に関する取組が進められました。令和元年度以降、業界団体のウェブサイトに本プログラムの導入店舗名を掲載するなど、その普及に向けた取組が進められております。令和２年度におきましても、本プログラムの導入に向けた取組が進められ、資料３ページに記載のとおり、全店舗数に占める導入店舗数の割合は増加しております。

このほか、広告・宣伝につきましては、令和元年度に策定、公表された全国的な指針に沿った広告・宣伝が行われているかについて確認しつつ、本指針に基づく取組が推進されております。

次に、４ページでございます。民間団体等への経済的支援につきましても、資料４ページに記載のとおり引き続き取り組んでおり、令和元年度に比べて２年度は助成件数・助成額ともに増えております。さらに、第三者機関による、基本計画に規定している各種取組の実施状況の点検については令和元年度に開始され、資料４ページに記載のとおり、令和２年度において実施されております。

続いて、関係省庁の取組が５ページから７ページ、参考資料が８ページ以降にございます。

まず、５ページの「相談支援」でございます。地域での相談体制整備は５ページ上段のとおり、令和２年度末時点で 67 団体、こちらは 47 の都道府県及び 20 の政令指定都市の合計でございますが、こちらのうち 65 団体において整備がなされております。

設置状況については８ページの参考資料で確認できます。昨年度時点と比べると増えてきてはおります。ただ、基本計画上は令和２年度を目途に全 67 団体での整備が目標となっておりますので、担当の厚生労働省においては残る２県の整備を進めていると伺っております。

その他、関係する相談窓口の体制強化・体制支援については各所管官庁において、令和元年度に引き続き取組が実施されております。

次に、５ページ下側に記載のある治療支援についてです。地域の治療体制整備につきまして、令和２年度末時点において専門医療機関が 51 団体、治療拠点機関が 41 団体で設置されております。各地域の整備状況は８ページに記載がございます。こちらも相談拠点と同様、昨年度時点に比べると増えてきてはおりますが、基本計画においては令和２年度を目途に全団体において設置とされておりますので、担当の厚生労働省においては残る団体の整備を進めていると伺っています。

次に６ページでございます。６ページ目は予防教育・普及啓発の取組についてでございます。こちらは令和元年度に引き続き、各省庁において継続的に実施がなされております。

啓発に関連して、ギャンブル等依存症問題啓発週間が、基本法に毎年５月 14 日から 20 日と規定されております。啓発週間の取組については、令和３年度の取組も含めて資料の 12 ページに概略がございます。12 ページをご参照いただければと思います。

内閣官房としては、令和２年度からポスター作成を実施、令和３年度においては特に若年層をターゲットとしたインターネット広告の実施等、複数の手段で啓発活動を実施しているところです。関係事業者や関係省庁、都道府県、市区町村においても、さまざまな取組が進められているものと認識しております。

戻りまして、７ページをご参照ください。７ページには、依存症対策の基盤整備について記載がございます。

各地域における機関の連携協力体制を構築するため、基本計画上、連携会議の設置を、厚生労働省を中心に関係省庁が進めることとなっております。令和２年度末現在で 67 団体、こちらは 47 の都道府県及び 20 の政令指定都市の合計でございますが、こちらのうち、31 の団体で連携会議の設置がなされたと報告を受けております。連携会議の参画状況につきましては、資料９ページ、10 ページに一覧がございます。

また、内閣官房が策定促進を行うとされている、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画につきましては、21 都道府県において既に策定がなされております。策定状況の一覧は、11 ページにございます。

加えて、関係機関の人材確保につきましても、資料に記載のとおり、令和元年度から引き続き実施がなされているものと認識しております。

最後に、ギャンブル等依存症に係る調査研究・実態調査でございます。

令和２年度では、厚生労働省において実態調査が実施されております。結果の公表はまだ、ということでございますが、近いうちにされるものと理解しています。

また、消費者庁等においてもギャンブル等に係る実態調査がされており、これらの結果は今後のギャンブル等依存症対策に活用していきたいと思っております。

駆け足となりましたが、資料の御説明は以上とさせていただきます。

○樋口会長　ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見はございますでしょうか。まず、会場で御参加いただいている委員の方々からお伺いできればと思います。オンライン参加の委員の方々には後ほど伺いますので、よろしくお願いいたします。

会場参加の委員の方々で、御質問、御意見のある方はいらっしゃいますか。挙手をお願いします。阿部委員、どうぞ。

○阿部委員　ぱちんこ業界ですが、３ページにあるアクセス制限の、自己申告・家族申告プログラムのところ。ここの数字が若干、上がってきていないと言いますか、これは業界内の取組の上での問題なのですが。

今、この数字を集めている団体が、日本遊技関連事業協会です。そこが数字を集め、警察庁へ報告をしています。

全日本遊技事業協同組合連合会という、多くのぱちんこ店が加盟している我々の団体で調べたところ、2020 年で 5,725 件が「自己申告」について導入しているのです。この差は何かといえば、日本遊技関連事業協会にきちんと連絡をしていないところがあること。そこで、差が出てきています。ですから、3 月末の数字で 4,807 件とありますが、私どもで調べたものでは、昨年 9 月 23 日時点で 5,725 件ありますので、もう少し数字は上がっているかと思います。その点、お伝えしておきます。業界内で正しい数字がしっかりと報告できるように、この辺のやり取りをしっかり進めていきたいと考えております。この点が一つ。

それから、「新たな「安心パチンコ・パチスロリーフレット」を活用」ということで、今日、リーフレットを持ってきました。自己チェックができるような、こうしたリーフレットを作っていますので、これも後で、皆様にお配りできればと思っております。

それから、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」ですが、お店に来られたお客様に対して、安心・安全に遊んでいただくために、今、全国で３万人以上の「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を作ろうということで、進めています。これはすでに３万人を越えて、一昨日時点で３万 8,799 人が講習を終えています。こうして、依存になりにくいような環境を整えたいと動いております。その点、ご報告させていただきます。以上です。

○樋口会長　ありがとうございました。
　一つ、質問です。このアドバイザーは、どのような方々ですか。研修を受けて資格を取るのでしょうか。

○阿部委員　はい。基本的には、お店の従業員の人達に講習を受けていただきます。そして、お店に「安心パチンコ・パチスロアドバイザーがいます」と掲示をしていただきます。遊び方や、行きすぎているのではないかといった質問があった場合には、このリーフレットに沿って「ご不安があれば精神保健福祉センターやリカバリーサポート・ネットワークもあります。そうしたところにご連絡をされてはいかがでしょうか」と。我々は医者ではないので、「あなたは依存症です」とは言えません。ですから、こうしたことができるような体制が整えられれば、と考えております。

○樋口会長　ありがとうございました。ほかに御意見等ございますでしょうか。
　後であるかも知れません。そのときはぜひ、挙手をお願いいたします。
　それでは、オンライン参加の委員の方々、御質問、御意見がございましたら、お伺いいたします。御発言が重ならないよう、オンライン参加の方にはお一人ずつ伺わせていただきます。よろしくお願いいたします。
　私から指名させていただいてもよろしいでしょうか。
　黒沢委員、いかがでしょうか。

○黒沢委員　ありがとうございます。では、短めに。
　私は教育関係の領域におりまして、依存症にまつわる子ども達への啓発、青少年の健全育成、またその家族関係の課題におけるこころのケアなどについて興味を持って、この会議に参加させていただいております。
　進捗状況の概要の中、最後の 12 ページに「フォーラムの開催」として、「大学生向けセミナーや講義の開催」とあります。ただ、昨年度の大学教育はコロナ禍でオンラインばかりで、ほとんど大学生が学校に来るような状況ではありませんでした。昨年度は、集合して実施するようなセミナーなどは行われなかったと伺っております。
　このような状況下で、大学生はむしろ、オンラインでいろいろな授業を受けたりすることに非常に慣れてきています。「集合して、何百人を集めてセミナーをやった」という形だけではなく、オンラインで、オンデマンド配信などをうまく工夫していただいて、大学生等にもそのような啓発に努めていただけたらありがたいと思います。
　というのも周知のとおり、民法が改正されて、成年年齢が引き下げられ、18 歳の権利が変わってきます。今までは大学に入る 18 歳のときには、カードを作る際も親の許可が必要ですが、今後はその必要がなくなります。いきなりそれがギャンブル依存症

につながる、ということではないかも知れませんが、やはり、クレジットカードなどを容易に使えるようになることを考えると、ギャンブル等や課金など金銭が絡む依存症についてよく理解するとともに、金融リテラシーを身に着けることがさらに重要になっていきます。金融リテラシー教育とギャンブル依存症に関する啓発を併せ持った考え方で高校生、大学生に向けた新たなオンライン教育などを含めた啓発や情報発信を工夫していただけたらありがたいと思っております。また、各機関の連携に関しまして、今日もここに、関係省庁の方々がたくさんいらしていただいておりますが、教育委員会や児童相談所など若年例層にかかわる機関とも、十分に行っていただけたらと思います。

○樋口会長　ありがとうございました。
佐藤委員はいらっしゃいますか。ご意見等ありましたら、どうぞ。

○佐藤委員　ありがとうございます。佐藤です。特にございません、とお答えしたかったのですが、一つだけ。２ページ、「３．相談・治療につなげる取組」の「自助グループをはじめとする民間団体等への経済的支援方法や対象団体の選定方法について検討し」という部分です。こちらについては、経済的支援を自助グループ自体が求めないことがありますので、経済的支援のみならず、ほかに、どのような形でサポートをしていけるかについても検討できたらと思っています。経済以外の部分で、自助グループをサポートできるような、自助グループ自体がどのようなサポートを求めているか、ここから意見を聞けたらよいと考えております。以上です。

○樋口会長　「自助グループは経済的なサポートを外部から受けないため、それ以外のことについて何か考えていただけないか」。こうした話ですね。

○佐藤委員　そうです。ありがとうございます。

○樋口会長　ありがとうございました。続きまして、田上委員、御意見等ございましたら、どうぞ。

○田上委員　特にございません。

○樋口会長　ありがとうございました。それでは、増田委員はいかがでしょうか。何か御意見等ございましたら、どうぞ。

○増田委員　ありがとうございます。質問なのですが、コロナ禍の影響でネット取引の傾向はどうなのかについて伺いたいと思いました。ネット取引が多くなった場合、競輪、オートレースに関するインターネット投票におけるアクセス制限の強化は、もう少し早くできないのだろうか、ということをお伺いしたいと思いました。

それからもう一点、９ページ、「ギャンブル等依存症対策連携会議の開催状況」で、市区町村や教育委員会、児童相談所の参加が少ないように思います。地域での連携や現場での発見、相談につなげるためには、そのあたりが非常に重要だと思います。その辺、参加をもっと推進する必要があるのではないかと考えております。以上です。

○樋口会長　ありがとうございました。では、事務局から、今の質問に対して。

○榎本内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局参事官　２つご質問をいただいたと認識しております。１つ目、ネット取引とおっしゃいました。これは、「公営競技においてネット投票が増えているかどうか」という御質問と捉えさせていただいてよろしいでしょうか。

○増田委員　そうです。

○榎本内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局参事官　では、本日は関係省庁も来ておりますので、お差し支えない範囲でそのあたりお答えいただければと思います。いかがでしょうか。

○樋口会長　どなたか、お願いできますでしょうか。

○国土交通省　国土交通省海事局でございます。よろしくお願いいたします。国土交通省は、モーターボート競走を担当しております。今、ご質問がありましたネット投票は、先生のおっしゃるとおり、確かに売上が大変伸びております。令和２年度では、モーターボート競走では 80％近くの売上が、ネット投票となっております。その意味から、こちらの資料にも書かせていただきましたとおり、モーターボート競走におきましては購入限度額システムというものを、昨年の 12 月から導入しております。基本的には、個人の申告にはよりますが、99 万円というところで上限設定をしており、それ以上は買えないような仕組みです。以上です。

○樋口会長　ありがとうございます。

○榎本内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局参事官　あとは、農水省さん、経産省さんですね。

○樋口会長　お願いします。

○農林水産省　農林水産省でございます。競馬でも同様の状況でございます。２年前までは約７割のインターネット投票がありましたが、昨年は９割を超えるところまでに増えている状況でございます。競馬に関しましても、先ほどモーターボートでお話があったのと同じように、購入限度額の設定を昨年 11 月から行なっているところでございます。以上でございます。

○樋口会長　ありがとうございます。それでは経産省。

○経済産業省　経済産業省車両室でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど、委員からご質問いただきましたインターネットの件につきましては、競輪・オートも他の分野と同じように、増えているという状況にございます。そのため、委員にご指摘いただいた、競輪・オートも早めに取り組みが必要ではないかというご意見、ご指摘のとおりと思います。

一方で、システムの改修などのお話も必要になってまいりますので、そうした点、御指摘いただいた点を踏まえて関係機関と調整を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○樋口会長　ありがとうございました。

○榎本内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局参事官　では、２点目の質問でございます。連携会議にはさまざまな主体が参加して、活発な意見交換を行うことが重要ではないか、特に例示されたのが市区町村でしたでしょうか、そうしたところが積極的に参加する必要があるのではないか。このように理解いたしましたが、このような御主旨でよろしゅうございますか。

○増田委員　そうですね。特に教育委員会ですね。成年年齢引き下げも目前に控えていますので、教育委員会に積極的に理解していただく必要があるのではないか、という意識からお伝えしております。

○榎本内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局参事官　承知いたしました。まずは、私から一般論についてご説明申し上げます。

この連携会議につきましては、なるべく多くの関係機関にご出席をいただくほうがよろしいと思います。ただ、実はこの会議の性格ですが、要は恒常的に、今後も継続的に行う会議については、こちらに掲げてございますが、都道府県計画の策定だけのために作ったものは、こちらに掲げてございません。その意味では、もしかしたら御認識の会議の中で、こちらに載っていないものもあるのかもしれません。いずれにしましても関係機関の、なるべく幅広い参画が必要になると思います。

本日の、この連携会議自体は、そもそも担当が厚生労働省になりますので、もし厚生労働省からコメントがあればいただきたい。また、今、教育委員会という話がありました。文科省の方は、今日、いらっしゃいますか。もし、文科省から何かございましたら、お答えいただければと思います。

では、まず、厚労省から。

○樋口会長　では、厚労省、お願いします。

○厚生労働省　厚生労働省でございます。連携会議の開催につきましては、先ほど内閣官房からご説明もございましたように、ギャンブル問題に関わる幅広い関係機関に出席いただき、課題の共有また取組状況を共有した上で、さらなる取組の充実につなげていただくことが非常に重要と考えてございます。また、教育委員会など、医療福祉とは違うところでの機関につきまして、関係の省庁とも連携をして参画を呼び掛けていきたいと思います。また、すでに参画を得て、非常にうまくまわっている事例などございましたら、積極的に他の地域にも情報提供をして、全国的にこうした取り組みが広がっていくように厚労省としても対応してまいりたいと思っております。

○樋口会長　ありがとうございました。続きまして、文科省、お願いできますか。

○文部科学省　文部科学省でございます。今ほど、厚労省さんからもご説明がございましたが、この連携会議体に教育委員会が入り、きちんと教育の観点からも問題を認識することは重要かと思います。教育、福祉の連携という観点でもそうですし、委員からもご指摘のあった成年年齢引き下げの関係もあり、消費者教育を推進するという考え方もございますので、それともリンクしてくるかと思います。いずれにいたしましても、教育の観点からもしっかりこのギャンブル等依存症に取り組むことは重要と考えております。以上でございます。

○樋口会長　ありがとうございました。増田委員、よろしゅうございますか。

○増田委員　ありがとうございました。

○樋口会長　では、あと一人。吉田委員からもお伺いいたします。吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員　特にございません。

○樋口会長　ありがとうございました。それでは小泉委員、どうぞ。

○小泉委員　連携会議について補足させていただきます。今日、資料を配らせていただいたのですが、「長野県精神保健福祉センターにおけるギャンブル等依存症対策について」の７ページ。教育委員会ですが、事務局サイドは旅費を支給しないものですから、構成員ではないのですが、実際、消費生活センターや次世代サポート課、県教委、県警等、主管課以外の行政関係者も、事務局として陪席されています。教育委員会も、当県の連携会議では入っていました。ご指摘のように、市町村も、市町村会に働きかけて、今後、出ていただく必要があると思います。以上です。

○樋口会長　ありがとうございました。オンラインで参加されている委員の方から一通りお伺いいたしましたが、また、こちらのフロアに戻ってきて意見等を。浜田委員、お願いします。

○浜田委員　浜田でございます。よろしくお願いいたします。

当関係者会議では、第１回の開催から関係省庁横断で活発な議論がなされていて、多くの関係機関との連携が強化されてまいりました。本日の資料でもコロナ禍ではありますけれども、関係省庁が熱心に取り組まれていること、また依存症の専門機関と自治体の相談窓口との連携促進が確認できております。関係省庁におかれましては、引き続き依存症の方が迅速かつ容易に相談窓口などにアクセスできるよう、地域の状況を把握しつつ適宜支援していただきたく存じます。

また、ギャンブル等依存症対策の動向に関して、先月のギャンブル等依存症問題啓発期間の際には、SNS などを活用した啓発活動が、特に若年層をターゲットに実施された点に大いに注目されるところです。

先ほど黒沢委員、そして増田委員から学生や成年年齢引き下げの話がありました。おっしゃるとおり、2022 年４月には、成年年齢が現在の 20 歳から 18 歳に引き下げられます。未成年者がクレジットカードを作る場合、現状では親権者の同意が必要ですが、成年年齢が引き下げられれば 18 歳で申し込みができるようになります。こうした中で、学生など若い世代に向けた金融教育を強化し、若者の金融リテラシーを高めて

いくことも無計画なギャンブルへの支出、また、ギャンブル依存症等を防ぐために重要と考えられます。

ギャンブル等依存症の防止については、家計管理の必要性を理解して、国民全体で人生を豊かにするための知識である金融リテラシーを向上させることが、一つの解決策であると考えております。

特に、22 年度から始まる高校の新学習指導要綱では、家計管理などを教える家庭科の授業で、資産形成の視点に触れるよう定められています。学校また大学などの教育機関においても資産形成、家計管理に加えて、リスク管理としてギャンブル等依存症に対する未然防止の知識、また、借金や多重債務に陥らないための知識まで踏み込んだ具体的な啓発活動を金融教育の一環として進めていくことを期待しています。

実際、ギャンブル等依存症には多重債務問題が背後にあるケースも少なくないだけに、逆に多重債務に歯止めをかけることで、ギャンブル等依存症に陥ることを未然に防止することができる可能性もあります。そのためには金融リテラシー教育の中にギャンブル等依存症をどう組み入れていくかについても、深く検討していく必要があるのではないかと感じております。私も、多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の審議委員を兼務しており、特にギャンブル等依存症との関連では、ギャンブルに起因する多重債務の問題について、同懇談会においても議論がなされています。

本日の配布資料ですが、先日、日本経済新聞社に多重債務の現状について取材をいただきましたので、御参考までに、出席者限定ということで配らせていただいております。そちらも併せて現状の報告ということで、今回、提出させていただきました。以上です。よろしくお願いいたします。

○樋口会長　ありがとうございました。ほかに、ございますでしょうか。野崎委員、お願いします。

○野崎委員　ありがとうございます。日司連の野崎でございます。

一つ、教えていただきたいことがあるのと、それから僕もチラシの資料を出しておりますので簡単に、と思いまして。

先ほど、購入限度額が 99 万円というご発言がありました。これは、スパンでいえば１年ですか。どれぐらいですか。１日 99 万ではないだろうと勝手に思ったのですが、どのような感じでしょうか。

○国土交通省　１日でございます。

○野崎委員　１日 99 万ですか。どのような方が、１日に 99 万円も使えるのかなと、ちょっと思いながら。

このチラシは、啓発週間用に去年作ったものであります。今年も引き続きコロナの関係で、「これを持ってどこかで何らかの活動をする」ということは、できなかったものですから。ただ、内容的にはいつでも使えるものではありますので、今後もこれを使って、いろいろとやっていきたいと考えているところです。

ここに「「勝って返す」は病気のあらわれ」とあります。我々のところに借金の相談に来られる方の一定数が、やはり、ギャンブルで作ってしまった借金です。こうしたことを、私自身もやはり、何件も経験しています。

20 年ぐらい前に、「「北斗の拳」で借金しました」と言われて、最初、ちょっと意味がわからなかったのですが。そうした、ぱちんこか何かで 600 万くらい、半年ぐらいでポンポンとつくられた方が連続でいらっしゃって、驚いたことを思い出しました。１日 99 万円使えるとなると、それぐらいになる可能性もあるかもしれないと、思わないでもありません。

今、浜田委員からもありましたが。このチラシの下にもありますが、ぜひ相談いただきたいと思います。

最近、コロナの関係で、社協の緊急小口の融資をご利用なさる方が非常に多いのだろうと思います。迅速に出していただけるのがありがたいと言ってらっしゃる方も多いのですが、一方で、貸付時点で聞き取り調査をあまりなさっていない。急いでいらっしゃるので、当然、それはありがたいことではあるのですが、裏で「家計がどうなっているか」という確認が、わりと疎かになっている。すると、すでに他の借金もあって、多重債務に陥られた方が、今、すごく増えてきているのだろうと思います。特に個人事業主の方は、融資条件が今、かなり緩いものですから、わりと大きめの借金を抱える方が多くなってきて、我々のところにもそろそろ、つながってきているという状況になりつつあります。

我々は医療の専門家ではないので、「あなたがギャンブル依存症かどうか」はわかりませんが、もし、そうした方がいらっしゃれば、我々のところにもつないでいただけるとありがたいです。

私は愛知県なのですが、愛知県と組んで、いろいろなところで相談会の開催ができるように、やっとなってきました。相談員の派遣もしております。全国的に、もし必要があれば相談員を派遣いたしますので、お知らせいただければと思っております。以上です。

○樋口会長　吉倉委員、どうぞ。

○吉倉委員　補足でございます。国交省が説明された「ボート業界の購入限度額が1日あたり99万円」というのは、大きな意味では合っていますが、まずは、購入限度額というよりは口座からの入金限度額となっています。その限度額は最低額の1,000円から99万9,000円まで、1,000円単位で設定できるシステムになっています。設定される金額については、皆さまそれぞれの資産状況によって異なる状況ですので、最低額であれば1,000円をご自分で限度額に設定することも可能です。

補足でございました。以上です。

○樋口会長　先ほどの野崎委員のお話もございましたが、依存症がおもてに出てくるところとして、いろいろなチャンネルがあると思います。そうしたところでうまく連携ができるとよいと思います。ありがとうございました。ほかに、ございますか。吉倉委員、どうぞ。

○吉倉委員　別件でございます。２ページに書いてくださっているとおり、ボート業界ではギャンブル依存症予防回復支援センターとして、こちらに書いてある電話で24時間365日、依存症の相談や回復に対する支援をしております。

今、コロナ禍で、なかなか傾向がつかみにくい状況でございます。コロナ禍の前から、いろいろな依存症について相談いただいていますが、依存症に関しては、相談件数の25%以上が、「ギャンブル等とされるぱちんこ、公営競技」以外の相談となっております。

そのような中で、以前の関係者会議でもお話をさせていただきましたが、7ページに書いてある厚労省の調査に関しては、すでに調査を終えて取りまとめの段階ということですが、多重債務を含め、人生に課題を抱えている方々に関してギャンブル等との関連を明らかにしていくことが、非常に重要だと思っております。

「ギャンブル等」ということで、ここで定義されているぱちんこと公営競技だけにしてしまいますと、課題を抱える方々のご支援というところで抜け漏れが出てしまうではないか、危惧されるところでございます。そうしたところで、このギャンブル等のぱちんこと公営競技の対応が、さまざまな課題を抱える方々の、先駆的な対応策の事例となるようにしたいと考えていますので、今後はギャンブル等以外の依存症も加味した公表、説明等をしていただければと考えております。以上でございます。

○樋口会長　ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。中村委員、どうぞ。

○中村委員　資料を３つ、配っていただきました。１つは、ワンデーポート通信。私達の会報です。１つは、私達の考え方が書いてあるパンフレットです。もう１つが、『発達

障害の視点から見たギャンブル等の依存』。これはワンデーポートが発行したものではなく、日本自閉症協会が昨年出したものです。この編集に関わったので、持ってきました。依存の問題がすっきり良くならない人は、実は多いのです。依存症という言葉が広がり過ぎて、本当はギャンブルの問題ではなく、知的障害や発達障害と捉えて支援しなければいけない人たちが依存症の中に入ってしまい、こじれている人が多い印象があります。

このリーフレットの良いところは、「問題が０にならない人がいる」ということ。「病気だから治療すれば回復しますよ」となると、どうしてもギャンブルに触れる前から生活課題がある方が支援から落ちこぼれてしまい、今、すごく苦しい状況になってる人が多いと私は感じています。私たちは民間の一施設なので、これが全体に当てはまるかどうかはわからないのですが。最近、電話相談などで「ギャンブル依存症という言葉を使わないで相談してください」とよく言います。ギャンブル依存症の支援や治療を受けてしまうと必要な支援が届かなくなってしまう。すでに福祉サービスを受けてる方や、いろいろな課題を持たれた方がいらっしゃるのですけれども、依存症として捉えることが妥当なのかを考える視点が必要ではないかと思います。そして、この啓発を含めて、単純化するのはすごく良い面もあると思いますが、個別性に目を向けていかないと誤解と偏見を与えることになると思います。

また、先ほどの話と少し関連しますが、コロナ禍で圧倒的にぱちんこ・パチスロの人が減って、その人たちがネットを介する公営競技に移っているというデータが、私たちの電話相談、対面相談で明らかに出ています。入所者もそうです。以前は、ぱちんこ・パチスロでしたが、コロナ禍でネット投票に移行している人は多いと思います。おそらく、全国の精神福祉センターや医療関係でアンケートを取れば、はっきりと出ると思います。コロナ禍で、明らかに日本のギャンブルの問題を持っている方は変わってきている。依存対象が変わるということは、その人たちの持ってる課題も変わるということ。だから、支援や治療も変わっていかないと、今、問題を抱えてる人たちに届く支援ではなくなっていくのではないか。コロナ禍での対象者の変化を早急に調査することが必要ではないかと思います。

○樋口会長　ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。岡﨑委員、どうぞ。

○岡﨑委員　岡﨑でございます。ありがとうございます。先ほどの、佐藤委員のお話に引き続いてお話しさせていただきます。

自助グループ、12 ステップのグループは、経済的支援は受けられないし、こうした国の会議に参画することもできないという自己規制をされていらっしゃる。具体的には、ギャンブル依存症のご本人たちのためのギャンブラーズ・アノニマス、GA と、それからご家族のためのギャマノン。この２つは、やはり貴重な社会資源であります

し、それから、人数や世界的な広がりから言っても、やはり非常に優れた大事な資源だと思います。できれば何か形として、国が計画の中に少しでも名前を入れるなど、認知するようなことが必要なのではと思います。そして、どのような活動がされているかに関して、皆さんにも知っていただくことが必要なのではと思います。なかなか、経済的な支援はできませんが、別の形での、大事にしていくような活動ができればよいのでは、というのが一つ。これを、先ほどの佐藤委員の発言に加えてお話し申し上げたいと思います。

あともう一つ、私の意見なのですが、ギャンブルの外的な規制はいろいろあります。アクセス制限や限度額の話もございました。これ自体が決して効果がないと言ってるのではありません。ただ、なかなかその問題だけでは、ギャンブルの問題が完結しないところがあるのではと思いました。やはり、ご本人の気持ちの変化や、相談関係によって変わっていくところを大事にしないと、外の規制だけではなかなか変わっていかないところもある。これは、私、精神保健福祉士の立場での発言でございますが、そこも大事にしていただきたいと思いました。以上です。

○樋口会長　ありがとうございました。

最初の１ポイント目の話は、今後の基本計画の見直しでまた話をしていただいて、必要があれば盛り込んでいく形になると思います。よろしくお願いします。

ほかに、ございますか。では、私から一つ、短いコメントを。

コロナの影響ですが、これは実は、まだよくわかってないところがずいぶんあります。我々は去年の夏ぐらいに、世界 19 の国の専門家の方々にアンケート調査をして、コロナでギャンブルがどう変わったかを調べました。だいたいどこも異口同音に、オンラインが増えて、land-based と英語で言いますが、実際に行かなければいけないところは軒並み下がっている、ということでした。それから、治療へのアクセスが非常に厳しくなって、患者さん達の治療や回復の面でも大きな問題がある。あるいは、自助グループが開けなくなった。そういう問題があると、いろいろなところから同じように出てきています。ただ、これは数字をしっかりと出したものではなく、印象の話です。「実際にはどうなのだ」については、今後、少しずつ明らかになってくると思います。こうした、コロナがギャンブルに与える影響といったデータが少しずつ出てくると、議論も前に進むのではないかと思いました。

ほかに、ございますでしょうか。もしなければ、予定の時刻も近づいておりますので、本日の議論はここまでとしたいと思います。

本日の議事録につきましては事務局で作成し、各発言者に内容を確認させていただいた上で、できるだけ速やかに公表したいと考えております。

次回の日程など、事務局から連絡事項などございましたら、よろしくお願いいたします。

○榎本内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局参事官　次回の会議の日程につきましては、会長とも相談の上、委員の皆様と調整させていただきます。

○樋口会長　ありがとうございました。それでは、以上で「第６回　ギャンブル等依存症対策推進関係者会議」を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

以上